神戸市立御影北小学校　いじめ防止等のための基本的な方針

令和7年3月改定

《はじめに》

御影北小学校は、児童の尊厳を保持する目的の下、教職員・保護者・地域住民が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、本校の教育目標「すすんでする子　がんばりぬく子　たすけあう子」を基軸とし、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するべく、御影北小学校基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

《いじめとは（定義）》

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

［いじめ防止対策推進法　第２条］

《本校の教育》

学校教育目標　すすんでする子　がんばりぬく子　たすけあう子

すすんでする子	がんばりぬく子	たすけあう子
自分からあいさつをする 何事にもチャレンジする 自分の考えを伝える	学ぼうとする意欲をもつ 考えて行動する 最後まで課題や役割に取り組む	友達との違いを認め合う 感謝の気持ちをもつ きまりやマナーも守る

1. 基本姿勢

（1）基本姿勢

〇神戸市いじめ指導三原則「するを許さず　されるを責めず　第三者なし」を核とした指導を行う。

〇御影北小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながら、問題の根本的な解決に向けた取組を進める。

（2）教職員の意識と責務

教職員は、全ての児童がいじめ等のない環境において、安心して学習や、その他の活動に取り組むことができるようにするため、本校の保護者等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に努めるものとする。

◇意識

「いじめ」にどんな特質があるのか知った上で、御影北小学校教職員が、以下の点について意識し、いじめ問題についての基本的原則を共通理解する。

〇いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得るものである

〇いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

〇いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。

〇いじめは学校、家庭、地域社会すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む。

◇責務

御影北小学校教職員は、児童がいじめを受けていると思われるときは、法第23条第 1 項に定められている通り、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援をする。

2. 対策・対応に向けた組織

(1)組織図及び対応の流れ

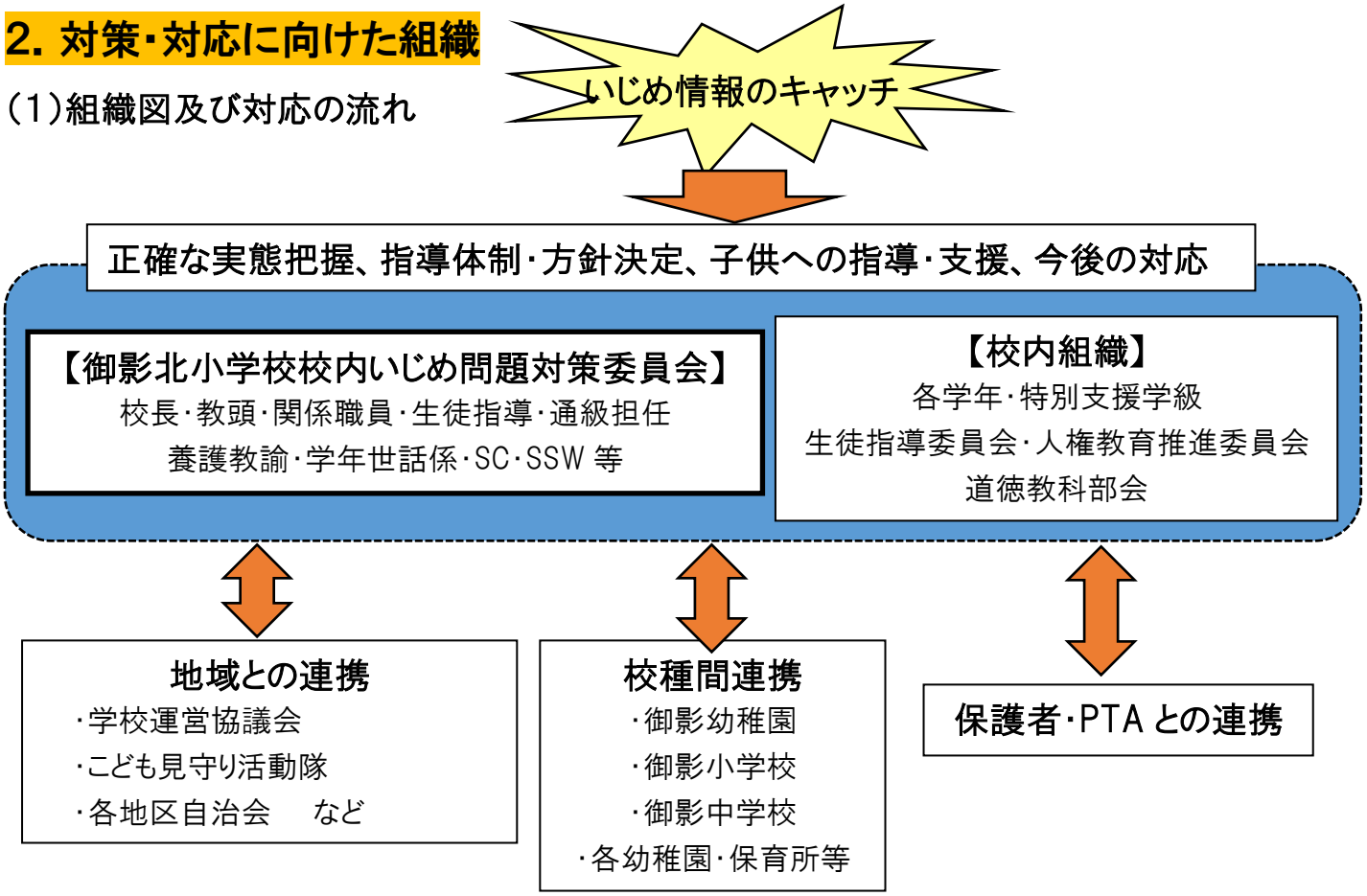

《状況に応じて》
暴行、恐喝、傷害、刑法に抵触する時・・・・東灘警察署生活安全課、神戸東部少年サポートセンター
当該児童の家庭環境等に問題がある時・・・神戸こども家庭センター
東灘区役所こども家庭支援室
当該児童の心身等に影響がある時・・・・・・・医療機関、まなびの支援センター　等

(2)校内いじめ問題対策委員会の役割

いじめ問題の取組にあたっては、校長の指示のもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う。御影北小学校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、いじめ問題に特化した「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、全教職員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行っていく。

〇本校におけるいじめ防止等への取組に関することや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行う。

〇いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員で共有する。

〇いじめ問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を行う。

〇本校のいじめ対策についての検証と改善を行う。

（3）年間計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8月	9月
未然防止に向けた取組	実態把握					
	学年・学級づくり　人間関係づくり　ソーシャルスキルトレーニング　SC との連携					
早期発見に向けた取組			アンケート	教育相談		
研修等の取組	職員会議 児童理解研修 学級経営案研修			職員研修 学校評価	・	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり　人間関係づくり　ソーシャルスキルトレーニング　SC との連携					
早期発見に向けた取組		アンケート 教育相談			アンケート 教育相談	
研修等の取組			職員研修		学校評価	次年度計画

年間を通して行うもの･･･人権、道徳教育の充実
毎週行うもの･･････学年での打合せ（児童理解･実態把握）
毎月行うもの･･････生徒指導委員会による情報交換と対応検討

3. 基本的な対応方針

◆いじめ防止を考える上での3本柱⇒ 「未然防止」「早期発見」「早期対応」

（1）未然防止　～いじめを生まない環境をつくる～

①子供や学級の様子を把握する。

〇教職員が子供と同じ目線で共に歩む姿勢を大切にする。
〇子供たちの課題に気付くことができる感性を養う。
〇実態を正確に、客観的に把握し、計画的な指導を展開する。

②互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりをすすめる。

〇子供たちから信頼されるよきモデルとなり、信頼されるよう努力する。
〇心の通い合う教職員の協力･協働体制を確立する。
〇校内組織を有効に活用し、子供と向き合う時間を確保する。
〇子供達の自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年･学校行事を実施する。
〇違いを認め合う仲間づくり、教職員のあたたかい声かけにより子供たちの自己肯定感の高揚を図る。

③命や人権を尊重し豊かな心を育てる。

〇人権教育の充実･･･人の痛みを思いやることができる生命尊重の精神や人権感覚を育む。

〇道徳教育の充実・・・いじめをしない、許さない人間性豊かな心を育てる。
〇体験教育の充実・・・発達段階に応じた体験的教育を系統的に展開する。
〇コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
・・・他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を育てる。

④保護者や地域への働きかけを積極的に行う。

〇授業参観、オープンスクール
〇学級・学年懇談会
〇学校だよりなどの各種おたより、HP による情報発信

(2)早期発見　～日常の子供の小さな変化に気付く～

①教職員のいじめに気付く力を高める

〇子供の立場に立って考える。
人権感覚を磨き、子供達の言葉をきちんと受け止め,子供達の立場に立ち、子供たちを守る姿勢を大切にする。
〇子供たちを共感的に理解する。
共感的に子供たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

②早期発見の手立てを講じる

〇日々の観察を大切にする	子供と過ごす時間を積極的に設ける。
〇積極的な教育相談等	日常的に、子供たちが気軽に相談できる関係を気づいていく。 カウンセラーとの連携も行う。
〇生活アンケートの実施	学期に一回実施。子供の意識と実態把握に努める。

(3)早期対応　～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～

①いじめられた子供に対して

〇訴えや状況・気持ちを十分に聞き取り、不安を取り除き、共感的に受け止める。最後まで守り抜くこと、解決に向けて全力で指導に当たることを伝える。
〇保護者の気持ちを共感的に受け止めたうえで、事実関係・指導方針を伝え、今後の対応を協議する。

②いじめた子供に対して

〇気持ちや状況を十分に聞き、背景に目を向けて指導する。毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を理解させる。
〇保護者に対しても、正確な事実関係を説明し、事の重大さを認識させて家庭での指導を依頼する。

③周りの子供に対して

〇第三者なしの原則をもとに指導する。傍観者から仲裁者への転換を促す。

④継続した指導

〇一定の解決を見た場合でも、引き続き樹分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。
〇いじめられた子供、いじめた子供双方への心のケアに努める。
〇再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、実行する。

(4)特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常学級に在籍する特別な支援を要する児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮する。

また、いじめを許さぬ心を育てていくために、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進める。

(5)インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

【インターネット上のいじめとは】

パソコンや携帯電話、スマートフォンなどを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷などをインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法でいじめを行うものである。

① 未然防止

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、子供たち、保護者、地域への啓発に努める。

パソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理するのは家庭であり、子供たちを危険から守るための約束づくりやルールづくり等を行うよう情報発信を進める。

② 早期発見

インターネット、ソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

【情報モラルに関する留意事項】
◎発信した情報は、すぐに多くの人に触れ、簡単に回収できない。 ◎匿名で書き込みをしても、書き込んだ人は特定される。 ◎書き込みが原因で、第二次的な犯罪につながる可能性がある。

4、重大事態への対処

(1)重大事態の報告と調査

・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
・重大事態については、本基本方針及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月文科省)」により適切に対応する。
・調査は、「学校が主体となって行う場合」と「教育委員会が主体となって行う場合」がある。

(2)調査結果の報告

・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時適切な方法で説明する。
・情報の提供に当たっては、プライバシーの保護と関係者の個人情報に十分に配慮する。

5. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって適宜「御影北小学校いじめ防止等のための基本的な方針」を見直し、必要があると認められる時は改定を行う。